

## ■ 施策展開

### ① 多様な生態系の保全

- ◆自然環境保全地域等整備【自然環境課】
- ◆良好な自然環境を有する地域学術調査【自然環境課】
- ◆自然保護指導員設置【自然環境課】
- ◆種の保護条例の推進【自然環境課】
- ◆生物多様性地域戦略への取組【自然環境課】
- ◆ラムサール条約湿地の保全と利活用【自然環境課】
- ◆魚類の繁殖と資源管理手法の研究【水産試験場】

### ② 水辺空間の保全・再生

- ◆漁場環境対策の推進【蚕糸園芸課】
- ◆環境に配慮した河川改修(多自然川づくり)【河川課】

### ③ 尾瀬の保全

- ◆尾瀬山の鼻ビジターセンター運営【自然環境課】
- ◆尾瀬の適正利用推進【自然環境課】
- ◆尾瀬学校推進【自然環境課】
- ◆尾瀬環境学習推進【自然環境課】
- ◆尾瀬シカ対策【自然環境課】
- ◆尾瀬学校充実プログラム【義務教育課】





## この節の用語解説

- \* 1 **県レッドデータブック**: 県内を対象として、絶滅または絶滅のおそれのある野生生物をリストアップし、その絶滅のおそれの度合い、生息・生育の状況、絶滅へ向かわせている要因や生態などについて、記述したものです。レッドデータブックの基盤となる絶滅のおそれのある野生生物種のリストをレッドリストとといいます。
- \* 2 **特定県内希少野生動植物種**: 本県では特に保護を図るべきものとして、次の11種を指定しています。  
動物: オオモノサシトンボ、ゲンゴロウ、オオタニシ  
植物: タチスミレ、アイズヒメアザミ、ナツエビネ、ムカデラン、ムカゴソウ、ノヤマトンボ、ニヨホウチドリ、コウシンソウ
- \* 3 **ラムサール条約**: 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物を保全することを目的として、昭和46年にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された国際条約です。



### ～生物多様性地域戦略～

地球上には未知の生きものも含め3,000万種以上ともいわれる多種多様な生物が存在します。それぞれの種は進化の歴史により固有な遺伝子を持ち、多種多様な生物は、森、川、湿地、水田など様々な環境の中で豊かな生態系を形成しています。

種、遺伝子、生態系のレベルまで、多種多様な生物の変異や生物間のつながりを「生物多様性」と呼んでいます。

私たちの生活にとって必要不可欠な食料や衣服などの材料、住居用の木材などは、この生物多様性から生み出されており、これ以外にも生物多様性は、気候の調節、防災やレクリエーションとしての文化的な機能などを有しています。

このように私たちのいのちや暮らしは生物多様性に支えられていますが、物質的な豊かさや経済効率を追求してきた結果、生態系の破壊や地球温暖化などが急激に進み、豊かな自然が失われてきました。そして現在、「生物多様性の評価・保全・回復、そして賢明な利用」は、国際的なテーマにもなっています。

ところで、生物多様性の現状や課題は地域ごとに異なり、また人間活動との関係も一樣ではないため、生物多様性の適切な保全と利用を進めるためには、地域レベルの取組が重要となります。

生物多様性基本法において地方自治体に策定が求められている生物多様性地域戦略は、地域の自然的社会的特性を活かした生物多様性を守り、そしてその持続可能な利用を総合的かつ計画的に進めることを目的としており、今後、県民の皆様の参加を得ながら、策定を進めて参ります。